業務委託仕様書

京都市子ども若者はぐくみ局こどもみらい館
担当者：企画総務担当　渋谷
ＴＥＬ：０７５－２５４－５００１
ＦＡＸ：０７５－２１２－９９０９
ＭＡＩＬ：kodomo-mirai-somu@city.kyoto.lg.jp

1　委託業務名

和室壁部分補修業務委託

2　委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 22 日(火)まで

3　委託する業務

(1) 目的

当館和室内の壁面に生じた破損（穴・亀裂等）について、適切なパテ補修及びクロス（壁紙）貼替を行うことにより、施設の美観及び安全性の回復を図ることを目的とする。

(2) 作業日時

現地作業は、委託期間内の 1 日とする。事前に当館担当者と日程及び工程調整を行うこと。

(3) 作業内容

①　下地調整・パテ補修作業

壁面の穴・破損部分に対して適切な下地補強及びパテ処理（平滑化・下地調整）を行い、クロスの施工に耐えうる十分な強度及び平坦性を確保すること。

②　クロス貼替作業

下地調整後、既存クロスと同等仕様・同等デザインのクロスを用いて貼替を行うこと。施工にあたっては既存壁面との目立ちや違和感が生じないよう意匠性に配慮し、継ぎ目・ヨレ・浮き等がないよう仕上げること。

③　施工範囲（別紙参照）

破損箇所のパテ補修を実施したうえで、当該壁面（柱と柱に囲まれた 1 区画）のクロス張替を行い、色ムラや目立ちのない一体感のある仕上がりとする。

④　施工上の留意事項

・　使用するクロス及び接着剤等は、利用者の健康と安全に配慮し、F☆☆☆☆適合の低臭・低 VOC 資材を使用すること。

・　壁面に設置されている電話機、リモコン、インターホン等の機器類・備品周辺の施工にあたっては、損傷や動作不良が生じないよう十分な養生及び丁寧な施工を行うこと。

・　畳敷き（和室床面）に塵埃・塗料・接着剤等が付着・汚損しないよう、床面全体の十分な養生を徹底すること。

・　周辺の大きな備品・什器類の移動が必要な場合は、事前に当館担当者と協議・調整の上実施すること。

⑤　確認・検査

施工完了後、壁面の平滑性、クロスの仕上がり（浮き・剥がれ・継ぎ目の状態）、周辺備品への影響等について、当館担当者が確認・検査を行う。不備や不具合が認められた場合は、受注者の責任において速やかに手直しを行うこと。

⑥　原状回復・清掃

作業に伴い発生した廃材、既存クロスの剥がれくず、ゴミ等は受注者が責任を持って適正に持ち帰り処分すること。作業終了後は室内及び周辺の清掃・原状回復を徹底すること。

4　成果物

業務完了にあたっては、次の書類を当館担当者へ提出すること。

・業務完了届：1 部

・業務報告書（施工前・施工中・施工後の記録写真等を添付すること）：1 部

5　その他

(1) 見積提出にあたっての注意事項（現地の下見）

①　見積書の提出にあたっては、事前に現地の下見を行うこと。

②　下見の日時は、事前に当館担当者と調整すること。

なお、対応時間は、平日のうち 13 時から 17 時 15 分までの和室の利用予約がない時間帯、または休館日の 13 時から 17 時までとする。

(2) 見積書の宛名は「京都市長」とすること。

(3) 見積書の提出期限は 令和 8 年 11 月 20 日(金)17 時 までとする。

(4) 見積書は、電子メール、FAX、郵送のいずれかで提出すること。

※　電子メールまたは FAX で提出し、見積額が税込 10 万円を超える場合は、後日、見積書の原本を提出（郵送等）すること。

(5) 見積内容を審査の上、決定業者にのみ連絡を行う。

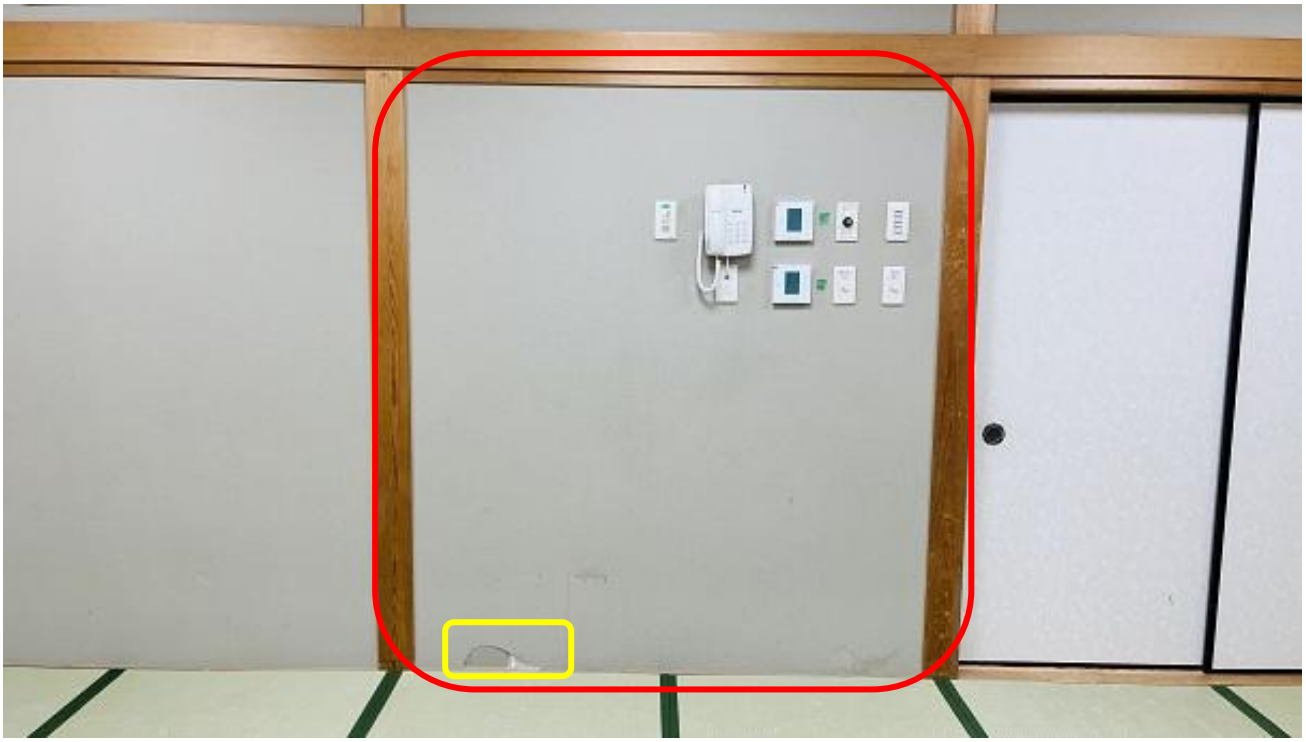
(6) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または施工中に予期せぬ状況が発生した場合は、速やかに担当者と協議すること。

(7) 本業務委託に関わる委託料は、業務完了及び検査合格後、一括で支払うものとする。

別紙

参考（現状写真）

遠景（赤枠：クロス張替箇所　黄枠：破損個所）



破損個所

